

令和3年4月臨時会補正予算案の概要

1 総括

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、まん延防止等重点措置の適用を国へ要請したことに伴い、県内飲食店等の事業者に対する感染防止対策協力金の支給に要する経費など、当面緊急に対応すべき事業について、補正予算を編成した。

2 補正予算の規模

一般会計	385億5,340万9千円
(補正後累計)	2兆1,779億1,862万9千円)

3 内容

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止

- ・ 営業時間短縮要請の期間延長等に伴う「埼玉県感染防止対策協力金」の支給
366億2,908万9千円

まん延防止等重点措置区域

要請期間：令和3年4月20日から令和3年5月11日まで(22日間)

支給対象：さいたま市及び川口市において、期間中、営業時間の短縮等に協力した飲食店(バー、カラオケボックス等を含む。)・喫茶店を運営する事業者

営業時間：午前5時から午後8時まで(酒類提供時間は午前11時から午後7時まで)

支給額：飲食店等の売上高に応じ、1店舗当たり日額4万円から10万円又は飲食店等の売上高減少額に応じ、1店舗当たり日額最大20万円

その他地域

要請期間：令和3年4月20日から令和3年5月19日まで(30日間)

支給対象：まん延防止等重点措置区域を除く県内全域において、期間中、営業時間の短縮に協力した飲食店(バー、カラオケボックス等を含む。)・喫茶店を運営する事業者

営業時間：午前5時から午後9時まで(酒類提供時間は午前11時から午後8時まで)

支給額：飲食店等の売上高に応じ、1店舗当たり日額2万5千円から7万5千円又は飲食店等の売上高減少額に応じ、1店舗当たり日額最大20万円

(まん延防止等重点措置の要請期間終了後、さいたま市及び川口市は、令和3年5月12日からその他地域を含む)

- ・ 営業時間短縮要請に係る働きかけ活動等の推進 1億 908万円
- ・ アクリル板の設置等感染防止対策を実施する県内飲食店等に対する支援 2億5,500万円
- ・ 高齢者・障害者入所施設の職員に対するPCR検査の追加実施 15億6,024万円

4 財 源

国庫支出金